

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで
昭和52年のいつごろか忘れたが、私は、妻の助言により国民年金に加入した。過去の未納分は、そのとき妻がまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料について、記録では妻は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後の期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする妻は既に死亡しているが、昭和47年4月に国民年金に任意加入していること、昭和47年度、48年度、50年度及び51年度のそれぞれの国民年金保険料を前納していること、並びにそのほかの加入期間についても全て現年度納付していることが確認できることから、年金に対する納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月30日から同年10月22日までの間に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は納付期限の時効到来前であり、国民年金保険料を過年度納付することは可能であったと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立期間当時、申立人が居住していた市において、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の中には、過年度納付している者が複数確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格の取得日に係る記録を昭和58年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から同年10月1日まで
② 昭和58年8月30日から同年9月1日まで

私は、昭和43年2月にA社に就職した。申立期間①については、採用後2か月間は同社B支店に勤務し、同年4月に同社C営業所が開設されてからの期間については、同社C営業所に勤務しており、健康保険被保険者証も就職後まもなく受領したと思う。

また、申立期間②については、継続して同社C営業所に勤務している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）に確認したところ、両申立期間について、私の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。両申立期間について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、事業主が保管している社員カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間②の前後の期間において、申立人が転勤した記録は確認できない。申立人が、当社B支店において厚生年金保険被保険者の資

格を喪失し、その2日後に当社本社において同資格を再度取得した理由は不明である。」と供述している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、継続して勤務し、勤務形態に変更が無い上、転勤の記録も確認できないとされる申立人を含む複数の同僚について、申立人と同様に同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格を昭和58年8月30日に喪失し、同年9月1日に同社本社において同資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、A社B支店及び同社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社B支店から同社D営業所に転勤したとされる者について、同社B支店における厚生年金保険被保険者の資格を昭和58年8月30日に喪失し、同日に同社D営業所において同資格を再度取得しており、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、前述の社員カードにより、申立人が昭和43年2月1日にA社に入社したことが確認できる。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚は、「入社後、支店長から、約3か月間の試用期間を経過して、正社員となった後に厚生年金保険に加入する旨説明を受けた。」と供述しているところ、当該同僚について、前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶している入社日と一致していないことが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の雇用保険被保険者資格

の取得日は昭和 43 年 4 月 1 日と記録されていることなどから判断すると、当時、A 社は、従業員について、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成 14 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 11 月から A 社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と異なっていることが分かった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額について、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、申立人が提出した給与明細書で確認できる期間に係る申立人の給与月額が、オンライン記録における標準報酬月額と異なっている上、A 社が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書に記載された報酬月額についても、当該給与明細書に記載された給与総額と異なっていることが確認できる。

しかしながら、A社が提出した「賃金協定」によると、毎月支払われる給与には賞与相当分が含まれているとされており、同社では、当該「賃金協定」に基づいて給与計算を行い、毎月支払われる給与から、社会保険庁が決定した標準報酬月額に基づく保険料に、賞与相当額に基づく特別保険料を加算して厚生年金保険料として給与から控除し、標準報酬月額の定時決定については、該当月の給与総額から賞与相当額を除いた額を報酬月額として社会保険事務所(当時)に届け出ているとしていることから申立人に係る標準報酬月額と保険料について検証したところ、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料が給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から賞与相当額に基づく特別保険料相当額を控除した額と一致していることが確認できる。

また、昭和53年6月20日付け保発第47号「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取り扱いについて」により、「年4回以上の支払を行うものは、報酬として取り扱う」とされており、平成2年2月13日付け保発第7号においても、その周知が図られているところ、A社における、各月の給与に含まれる賞与相当額が、当該通達における「年4回以上支払われる賞与」に該当していることが社会保険事務所により確認されていることから判断すると、同社が賞与としている相当額を毎月の報酬に含めて、各月ごとの「報酬月額に見合う標準報酬月額」と「事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額」を比較したところ、その低い方の額が、オンライン記録を上回る月は確認できない。

さらに、申立期間のうち、給与明細書の提出が無かった期間については、事業主は当該期間について、賃金台帳等が無く、当時の給与の支払状況が不明であるとしており、申立人の給与支給額及び保険料控除額が確認できないことから、オンライン記録と比較することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与(賞与相当分を除く。)から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

私は、昭和 37 年 8 月 21 日に A 社 B 店で採用され、41 年 2 月ごろ同社 C 店に転勤となった。その後、同社 D 店に転勤となり、50 年 8 月 20 日までの期間において、C 店及び D 店が所在する E 市で勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金の被保険者期間ではなく、国民年金の被保険者期間となっている。私は、当時、国民年金に加入した記憶は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 37 年 8 月 21 日に A 社で被保険者資格を取得し、47 年 12 月 31 日に離職した後、48 年 7 月 3 日に同社で資格を再度取得し、50 年 8 月 20 日に離職した旨記録されていることが確認でき、申立期間における同社の雇用保険の被保険者記録が無いことから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立期間当時の D 店店長であったとする者は、「申立人はいったん退職して、再度入社したと記憶している。」と供述している上、A 社が保管する退職者名簿から、申立人は昭和 47 年 12 月 31 日に同社を退社し、48 年 7 月 3 日に再度入社していることが確認できるところ、当該退職者名簿の記録は、前述の雇用保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

さらに、戸籍の附票から、申立人は、昭和 48 年 1 月 4 日から同年 7 月 1 日までの期間において、F 市に居住していることが確認できる上、国民年金手帳

記号番号払出簿及びF市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことを理由として、同年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間においてE市に所在した申立事業所に勤務していたとは考え難い。

加えて、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えから、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和48年1月1日に喪失し、同年7月3日に再度被保険者資格を取得していることが確認できること、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社が加入する厚生年金基金について、申立事業所が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届、及び申立人が所持する厚生年金基金連合会が昭和51年1月16日に発行した厚生年金基金の加入員資格記録に係る文書において、申立人は、厚生年金基金加入員の資格を48年1月1日に喪失し、同年7月3日に再度取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 37 年 4 月ごろから、A社に営業担当者として勤務し、次の勤務先に転職する 40 年 6 月ごろまでの期間において同社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は次の勤務先を決めてからA社を退職したと記憶しているので、申立期間においても同社に勤務していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿において、A社は昭和 40 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時期には、申立人は在籍していなかったようだ。」と供述していることから判断すると、申立人は同日において申立事業所に勤務しなかったことが推認できるものの、申立人の勤務期間について特定できる供述を得ることはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚一人を含む 4 人が、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 38 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認で

きる。

さらに、当時の事業主及び当該事業主の妻である社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 6 日から同年 10 月 13 日まで

私は、昭和 40 年 2 月にそれまで勤務していた事業所を退職し、当該事業所の紹介で A 社 B 支店に勤務した。C 学校で一緒だった同僚の一人は、私と同時期に同社に入社し、退職までの期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたようなので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された従業員名簿及び申立人の A 社 B 支店に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において、A 社 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する作業員名簿において、申立人は「作業要員（見習い）」として記載されていることが確認できるところ、申立事業所は、「申立人は、日雇又はアルバイトのような勤務形態であり、本採用ではない臨時職員としての扱いであったと思われる。」と供述している上、複数の同僚は、「当時、本採用は午後 4 時 30 分までの勤務時間であり、一方臨時職員は午後 5 時までの勤務時間であった。」と供述しており、当該同僚の一人は、「申立人は当時、午後 5 時ころまでの勤務時間であったので、退職するまでの期間において、臨時職員であったと思われる。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、「A 社 B 支店では、採用時は臨時職員であり、臨時職員として、しばらくの間業務経験を積んだ後

に本採用の試験を受け、試験に合格した後に厚生年金保険が適用される本採用となっていた。退職までの期間において、本採用にならず臨時職員であった者もいたと思う。」と供述している。

さらに、前述の従業員名簿及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に「作業要員」として採用されたとされる者のうち、厚生年金保険の被保険者期間が確認できない者が申立人を含め3人確認できるほか、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人についても、そのすべての者が従業員名簿上の入社日と前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員のすべてを必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らないこと、及び厚生年金保険に加入させていた従業員についても必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがえる。

加えて、前述の従業員名簿に記載されている「法定厚生費」について検証したところ、同名簿が作成されたと推測される昭和40年9月時点で、前述の被保険者原票において厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる申立人を含む6人については、当該「法定厚生費」は、厚生年金保険料を含まない労働保険料の事業主負担分のみの金額と一致することが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和39年10月から40年10月までの期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 20 日から同年 8 月 8 日まで
② 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 1 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑥ 昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで
⑦ 平成 2 年 1 月 1 日から 3 年 11 月 11 日まで

私は、昭和 53 年 10 月から平成 3 年 11 月までの期間において、A社に継続して勤務していた。勤務していた期間において、会社から支給された健康保険被保険者証を所持していたので、厚生年金保険料はすべての申立期間において給与から控除されていたと思う。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いと記録されているので調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録は、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録とほぼ一致していることが認められる上、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の始期又は始期の翌日である昭和 56 年 5 月 20 日、57 年 4 月 1 日、58 年 1 月 1 日、60 年 5 月 1 日、61 年 4 月 1 日及び 62 年 4 月 1 日において雇用保険被保険者の資格を喪失した上、離職票を交付され、求職の申込みをしたことが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、申立人と同じ職種であるとする複数の同僚は、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できるところ、当該同僚らは、「工事の受注があるときだけ雇用され、工事が完了すると解雇された。申立人も同じだったと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦並びに⑥のうち雇用保険の被保険者記録が確認できる平成元年10月9日から同年11月1日までの期間を除く昭和62年4月1日から平成元年10月1日までの期間において申立事業所に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「定期的に通院する必要があったため、申立期間において健康保険被保険者証を所持していた。」旨を主張しているが、前述の被保険者原票において、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤の始期と同日又は同日以降の日付である昭和56年6月23日、57年3月31日、58年1月11日、60年5月8日、61年4月11日において、健康保険被保険者証を返納していることが確認できるとともに、申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後も継続して健康保険の保険診療を受けられる継続療養受給証明書を交付されていることが確認できる。

加えて、申立人が、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。